

石岡市地域包括支援センター 運営方針

令和 6 年 4 月

石岡市

目次

I 策定の趣旨

II 地域包括支援センターの意義・目的

III 運営上の基本的考え方や理念

- 1 公益性の視点
- 2 地域性の視点
- 3 協調性の視点

IV 業務推進の指針

- 1 事業計画の策定
- 2 設置場所
- 3 職員の姿勢
- 4 地域との連携
- 5 個人情報の保護
- 6 広報活動
- 7 在宅介護支援センターの活用

V 具体的な業務

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (2) 一般介護予防事業
- 2 包括的支援事業
 - (1) 総合相談支援業務
 - ①実態把握
 - ②総合相談業務
 - ③ネットワーク構築業務
 - (2) 権利擁護業務
 - ①成年後見制度の活用
 - ②高齢者虐待への対応
 - ③困難事例への対応
 - ④消費者被害の防止
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - (4) 在宅医療・介護連携推進事業
 - (5) 認知症総合支援事業
- 3 任意事業
 - (1) 家族介護者等交流事業
 - (2) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
 - (3) 成年後見制度利用支援事業

VI 指定介護予防支援業務

I 策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定します。

また、第9期介護保険事業計画との整合性を図るため、令和6年度から令和8年度の3年間の石岡市地域包括支援センター運営方針とします。

II 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。

地域包括支援センターとその設置主体である石岡市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、および資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められています。

地域包括ケアシステムでは、「自助・互助・共助・公助」それぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性等の実情に応じたシステムとなり、地域包括ケアシステムを委託している社会福祉協議会や、その設置主体である市、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組について、地域包括支援センターと共通認識のもと、協働して適正な運営に努める必要があります。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

また、在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターとの情報共有や適切な役割分担のもと、地域包括支援センターの担う総合相談業務等の円滑かつ効率的な処理・対応が可能となるよう連携して取り組みます。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、委託事業も含めて公正で中立性の高い運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、在宅介護支援センターごとの地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議等、地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活

動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協調性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 業務推進の指針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、毎年度事業計画を策定するとともに、実績を踏まえた検証を行い、次年度計画へ反映します。

事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして地域包括支援センター運営協議会において毎年提示し、計画的な運営をします。

2 設置場所

どこにでも、車で30分程度でかけつけられる市の中心に位置する、ふれあいの里石岡ひまわりの館内に事務所が設置されており、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所となっています。

3 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

4 地域との連携

地域包括支援センターは、地域を支える中核的な機関として、介護保険事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティアその他地域における関係者と連携し、地域独自の社会資源、ネットワークを活用して高齢者を支援します。

地域包括ケアシステムの実現には、地域の社会資源の把握とネットワークの構築が重要です。地域ケア会議等の会議をはじめ、ネットワークの拡充・活性化に努めます。

また、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

5 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用

したり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に関する法律及び石岡市個人情報保護施行条例に基づき個人情報の保護に留意します。

6 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

7 在宅介護支援センターの運営と活用

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、住民からの相談を受け付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に在宅介護支援センターを6圏域に配置し、ランチとして活用します。

V 具体的な業務

1 介護予防・日常生活支援総合事業

市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者および事業対象者に対し、住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って活動できるようアプローチします。当市においてはケアマネジメントAを実施します。興味・関心チェックシート等を活用したアセスメントに基づきケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。サービスの利用開始後は状況や意欲の変化等を継続的に把握し、ケアプランの目標の達成度を評価して今後の方針を決定します。実施にあたっては地域ケア会議の検討ケースとして選定し、多職種の視点をケアに活かすことも検討していきます。

(2) 一般介護予防事業

元気高齢者と要支援・要介護等の認定を受けている方を分け隔てることなく、住民運営の通いの場へ足を運んでいただけるよう地域活動の充実を図り、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりに取り組みます。

また、介護予防教室参加者の状態に応じて適切な支援を行います。介護予防教室が開催されていない地域において、新規で開設を希望する団体を支援し、併せて介護予防を推進してくれるシルバーリハビリ体操指導士の活動支援を行います。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

①実態把握

在宅介護支援センターによる高齢者実態把握事業のほか、窓口や電話での相談、地域住民からの連絡、介護予防教室の様子等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるようにします。

②総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制をつくります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

③ネットワーク構築業務

地域の保健・福祉・医療の専門職や警察、ボランティア、民生委員等のネットワーク協力機関を中心に、多職種の方と日ごろから連携を図り、実際の活動に活用できるよう体制を強化します。これにより、虐待、徘徊時等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切なサービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに該当高齢者の状況を把握し、関係機関と連携を図りながら適切な対応をします。

③困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討します。

④消費者被害の防止

関係機関との連携により、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害回復に向けた関係機関を紹介します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

②介護支援専門員に対する支援・指導

1) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

2) 事例検討会・研修会の参加や実施、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や研修会等を実施します。

3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

できる限り住み慣れた住まいや地域で暮らし続けることは、高齢者にとって大きな望みであり、在宅で生活できる医療と介護の連携づくりが求められています。

そのため、在宅医療の充実、介護との連携に関する体制整備が急務となっています。

障がい者の高齢化や、精神障がい者の地域移行等も、在宅での医療ニーズを高めます。障がい者における介護保険への円滑な移行にあたっても、医療との連携を緊密にしていく必要があります。

(5) 認知症総合支援事業

認知症高齢者が急速に増えており、その対策が喫緊の課題となっています。

認知症は自覚することが難しく、知らず知らずに症状が進行し、重度化してしまうことから、早期発見・適切な医療受診が重要となります。早期に発見し、必要な医療・介護に結び付けることで症状の進行を抑えることができます。

たとえ認知症になっても地域で暮らし続けることができるようにするためには、認知症の予防、早期診断・早期治療に結び付ける施策の推進が急務となっています。

そこで、認知症予防のための講座や教室等を開催するとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために認知症初期集中支援チームを設置し、対応します。

また、認知症予防の段階から利用できる認知症ケアパスの活用も推進します。

3 任意事業

家族介護支援事業やその他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施します。

(1) 家族介護者等交流事業

介護者相互の交流により介護者の負担を一時的に開放し、家族の身体的・精神的負担を軽減します。

地域包括支援センターで実施する他に、地域づくりを促進する観点から在宅介護支援センターに委託を行います。

(2) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

今後増え続ける認知症の方が、いつまでも安心して暮らせる町となるように、関係者とのネットワークを構築し、地域が認知症について身近な問題であると認識し、認知症高齢者等の良き理解者・支援者となるように研修会・講座等を開催して、普及促進します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

認知症の方が増えることに伴い今後、成年後見制度の利用も増加することが見込まれています。

親族等の支援が見込めず、資力のない方が成年後見制度を利用する場合に、後見人の報酬などを助成します。

また、成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度の利用に関する相談や、制度の普及・啓発を実施していきます。

VI 指定介護予防支援業務

介護予防サービス等を適切に利用できるように介護予防計画サービスを作成します。

指定居宅介護予防支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言、支援を行います。

包括的支援事業の業務に支障をきたさないよう、地域包括支援センターの三職種の職員が担当する介護予防支援計画の件数は、配置されている三職種の職員1人あたり平均13件以下とします。